

大阪府入札監視等委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府入札監視等委員会規則（平成24年大阪府規則第143号。以下「規則」という。）第10条の規定に基づき、大阪府入札監視等委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の運営)

第2条 規則第4条に規定する委員会の会議は、非公開とし、同会議の議事概要は、これを公表する。

2 委員長が必要と認めるときは、委員会の会議を、映像や音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができる方法（以下「ウェブ会議システム」という。）を利用して開くことができる。この場合において、ウェブ会議システムによる出席は、規則第4条第2項の規定による会議の出席とみなす。

(部会の運営)

第3条 規則第5条第1項第1号に規定する入札監視部会は、入札監視第1部会（以下「第1部会」という。）及び入札監視第2部会（以下「第2部会」という。）により構成する。

2 規則第5条第2項から第7項まで及び第6条の規定は、第1部会及び第2部会のそれぞれに適用する。

3 第1部会及び第2部会に属する委員は、それぞれ5名とし、規則第5条第1項第2号に規定する苦情処理等部会及び同条同項第3号に規定する制度部会に属する委員は、それぞれ3名とする。

4 前項に規定する第1部会、第2部会、苦情処理等部会及び制度部会（以下「部会」という。）の会議は、部会長が招集する。

5 部会は、参考人等必要と認める者に対して、会議への出席を求め、その説明及び意見を聴取することができる。

6 部会の会議は、非公開とし、同会議の議事概要は、これを公表する。ただし、苦情処理等部会及び制度部会の会議の議事概要は、これを公表しない。

7 前条第2項の規定は、部会の会議をウェブ会議システムの利用により開く場合について準用する。

8 次条第2項第2号及び第3号に規定する審議案件の抽出は、部会において行うこととし、その抽出は部会長が指名した委員が行うものとする。

(部会における審議等)

第4条 第1部会及び第2部会は、別表に定める区分に応じ、調査審議を行う。

2 規則第5条第1項第1号イに規定する調査審議は次の方法により行う。

一 大阪府の発注する案件のうち、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を超えるもの（以下「発注案件」という。）に関する入札及び契約に係る手続の運用状況等についての当該発注を行った部局の長（大阪府財務規則第53条の3第1項又は大阪府企業財務規則第47条第1項の規定により総務部契約局長へ契約の締結を請求することとされている機関の長をいう。以下「発注部局の長」という。）からの報告

ア 建設工事 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）（以下「府財務規則」という。）第61条の2第1号又は大阪府企業財務規則（昭和39年大阪府規則第28号）（以

下「企業財務規則」という。) 第 52 条第 1 号に定める金額

イ 測量・建設コンサルタント等業務 府財務規則第 61 条の 2 第 6 号又は企業財務規則第 52 条第 6 号に定める金額

ウ 委託役務業務 府財務規則第 61 条の 2 第 6 号又は企業財務規則第 52 条第 6 号に定める金額 (物件の借入れにあつては、府財務規則第 61 条の 2 第 3 号又は企業財務規則第 52 条第 3 号に定める金額)

エ 物品購入 府財務規則第 61 条の 2 第 2 号又は企業財務規則第 52 条第 2 号に定める金額

二 発注案件のうち、委員会が抽出したのものに関し、一般競争入札に係る入札参加資格の設定、審査の経緯、落札者決定の経過等及び指名競争入札に係る指名の経緯及び落札者の決定等についての審議

三 発注案件のうち、委員会が抽出したのものに関し、随意契約に係る経過についての審議

3 規則第 5 条第 1 項第 2 号イの規定に基づき審議する再度苦情があつた場合の対応は、次に掲げるものとする。

一 発注案件の入札及び契約に係る手続 (政府調達に関する協定 (平成 7 年条約第 23 号) の対象となる契約を除く。)

二 入札参加停止要綱に基づく入札参加停止又は警告若しくは注意の喚起

(意見の具申又は勧告等)

第 5 条 委員会は、規則第 5 条第 1 項第 1 号に掲げる事項及びその他委員長が必要と認める事項について調査審議した結果、不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要な範囲で発注部局の長に対して意見の具申又は是正の勧告を行う。

2 委員会は、前項の意見の具申又は是正の勧告を行った場合には、公表する。

3 委員会は、規則第 5 条第 1 項第 2 号の審議を行った場合は、意見書を作成し、その結果を発注部局の長に報告するとともに、公表する。

(委員の除斥)

第 6 条 委員は、規則第 5 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項並びにその他委員長が必要と認める事項に関しては、自己又は 3 親等以内の親族の利害に係る議事に加わることができない。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が定める。

2 この要綱に定めるもののほか、委員会の事務の取扱いに関し必要な事項は、事務局が定める。

附 則

この要綱は、規則の施行日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

別 表

| 部 会 名 | 審 議 事 項 |
|--------|---|
| 第 1 部会 | 政策企画部、福祉部、健康医療部、商工労働部、環境農林水産部、都市整備部（住宅建築局を除く。）及び大阪港湾局が発注した建設工事、測量・コンサルタント等業務、委託役務業務及び物品購入（総務部契約局へ契約の締結を請求した事案に係るものを含む。）の入札・契約手続に係る事務 |
| 第 2 部会 | 総務部（総務部契約局にあつては、第 4 条第 2 項第 1 号に規定する発注部局の長から契約の締結を請求された事案に係るものを除く。）、財務部、スマートシティ戦略部、府民文化部、I R 推進局、都市整備部（住宅建築局に限る。）、大阪都市計画局、会計局、議会事務局、教育庁、選挙管理委員会その他の行政委員会及び警察本部が発注した建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、委託役務業務及び物品購入（総務部契約局へ契約の締結を請求した事案に係るものを含む。）の入札・契約手続に係る事務 |